（経過措置）

2　第二条の規定による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令附則第二条第三項第二号及び第四号に掲げる業務に係る経理単位に係る独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の権利及び義務は、この省令の施行の日において第二条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（以下この項において「新令」という。）附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される新令第九条第三項第一号に掲げる業務に係る経理単位が承継する。

告示

○総務省国土交通省告示第二号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第三条第五項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更し、平成二十七年八月二十六日から適用することとしたので、同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年八月二十五日

総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成二十六年総務省国土交通省告示第一号）の一部を次のように変更する。

前文中「自治体」を「地方公共団体」に改める。

二1(4)中「取り組み」を「取組」に改める。

三1(7)中「確保しつつ」の下に「、公共交通の利便性及び効率性の向上を双方のバランスを取りつつ図ることで公共交通網の持続可能性を向上させることを念頭に置いて、実施することとする。

○政治資金適正化委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
四〇六	武田　剛二	七、八、四	本人からの申請
五八三	森　茂雄	二七、八、四	本人からの申請
二六〇六	筒井　保雄	二七、八、四	本人からの申請
四七一九	佐藤　典哉	二七、八、四	本人からの申請

この場合において、当該事業を実施する区域内の既存の公共交通サービスについて、路線、運行回数・時刻、運賃、乗継ぎ、情報提供等のサービス内容を具体的かつ網羅的に検証し、公共交通網の面的な再構築を行うことが必要となる。具体的には」を、「導入等を」の下に「組み合わせつつ」を加え、「図っていくことが期待される」を「公共交通網の再構築を図っていくことが期待される。また、地域公共交通再編事業を実施する区域においては、当該事業の実施期間中、実施主体たる公共交通事業者、地方公共団体等は、再編実施計画に基づき、原則として、再編により実現した路線、運行回数、運賃等を内容とする公共交通サービスを持続的に提供していくことが求められる」に改める。

六1(1)①中「高めていくこととする。」の次に次の二段落を加える。

また、国は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項第一号に規定する出資及び貸付けを活用して、公共交通事業者が、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生のための取組を行う際には、その取組が適切に進められるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構並びに関係する地方公共団体及び民間事業者の連携の強化に努めることとする。

その際、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、国並びに関係する地方公共団体及び公共交通事業者等と連携しつつ、民業補完性や当該取組の中長期における収益性の確保等が図られるよう、十分な体制を構築して出資及び貸付けを実施することとする。

○政治資金適正化委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
四九〇九	二七、八、七	丸井　裕司
四九一〇	二七、八、七	伊藤　献
四九一一	二七、八、七	馬場　伸城
四九一二	二七、八、七	椙　真二郎
四九一三	二七、八、七	細田はづき
四九一四	二七、八、七	大林　司朗

○外務省告示第三百二号

平成二十七年八月十日にアンタナナリボで、マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　細谷龍平在マダガスカル大使
マダガスカル側　アタラ・ベアトリス・ジェアニンヌ外務大臣

平成二十七年八月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三号

平成二十七年八月十三日にローマで、ガンビア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億六千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使
世界食糧計画側　バーバラ・ノーズワシー事務局次長代行

平成二十七年八月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四号

平成二十七年八月十三日にローマで、シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億二千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使
世界食糧計画側　バーバラ・ノーズワシー事務局次長代行

平成二十七年八月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百五号

平成二十七年八月十三日にローマで、リベリア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億七千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使
世界食糧計画側　バーバラ・ノーズワシー事務局次長代行

平成二十七年八月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第三百五十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「ウズベキスタン　英国」を「ウズベキスタン　ジョージア」に改める。